

農地耕作条件改善事業の実施事例について

平成28年8月2日

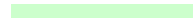
秋田県農地中間管理機構
(公益社団法人 秋田県農業公社)





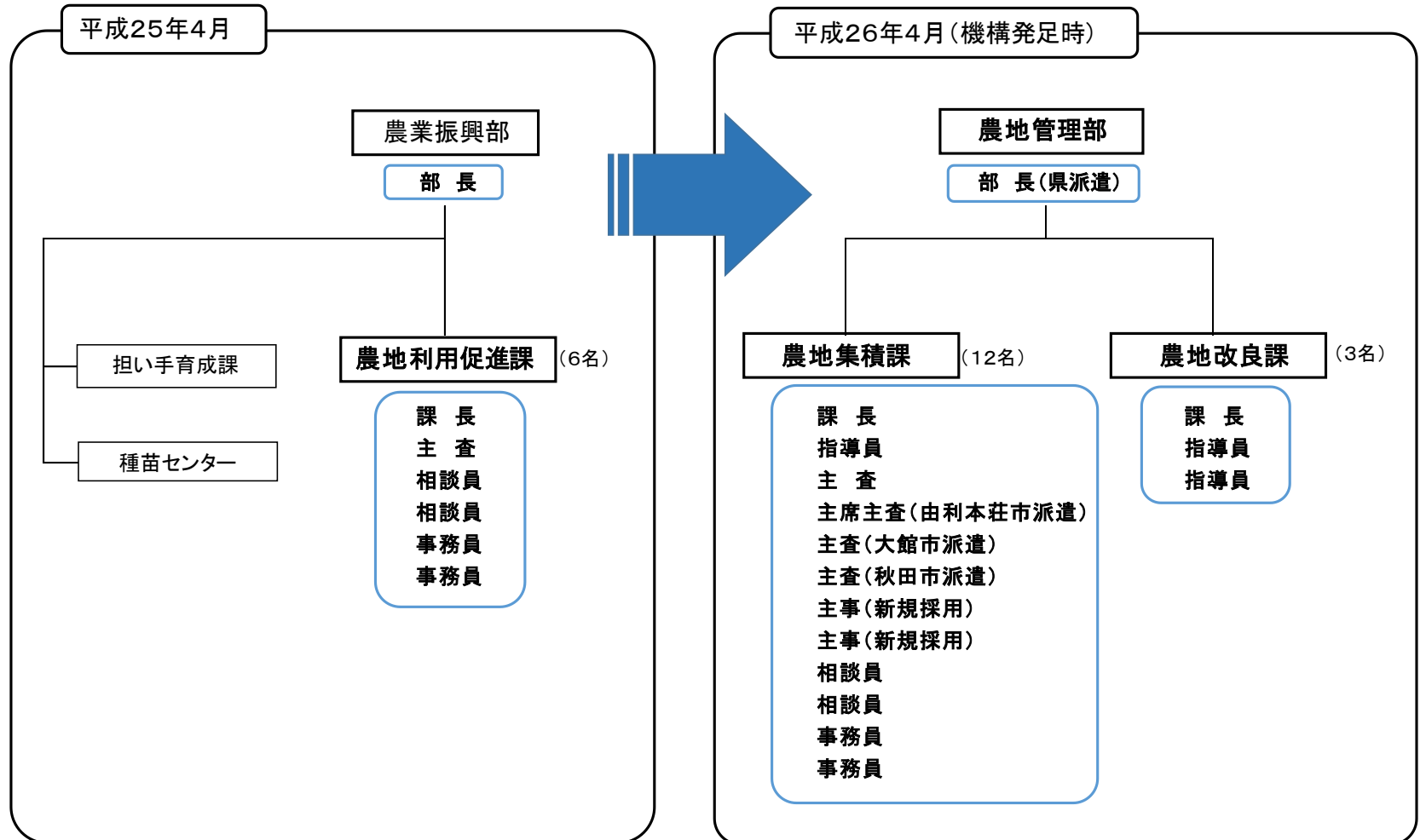
目次

1	機構の実施体制	1
2	農地中間管理事業と基盤整備事業との連携	5
3	岩見三内地区の概要	9
4	岩見三内1地区の工事等発注概要	16
5	課題と今後の留意事項等	20
6	条件不利地域の基盤整備	23



1. 機構の実施体制

(1) 機構の組織体制図





(2) 現地における推進体制の充実・強化

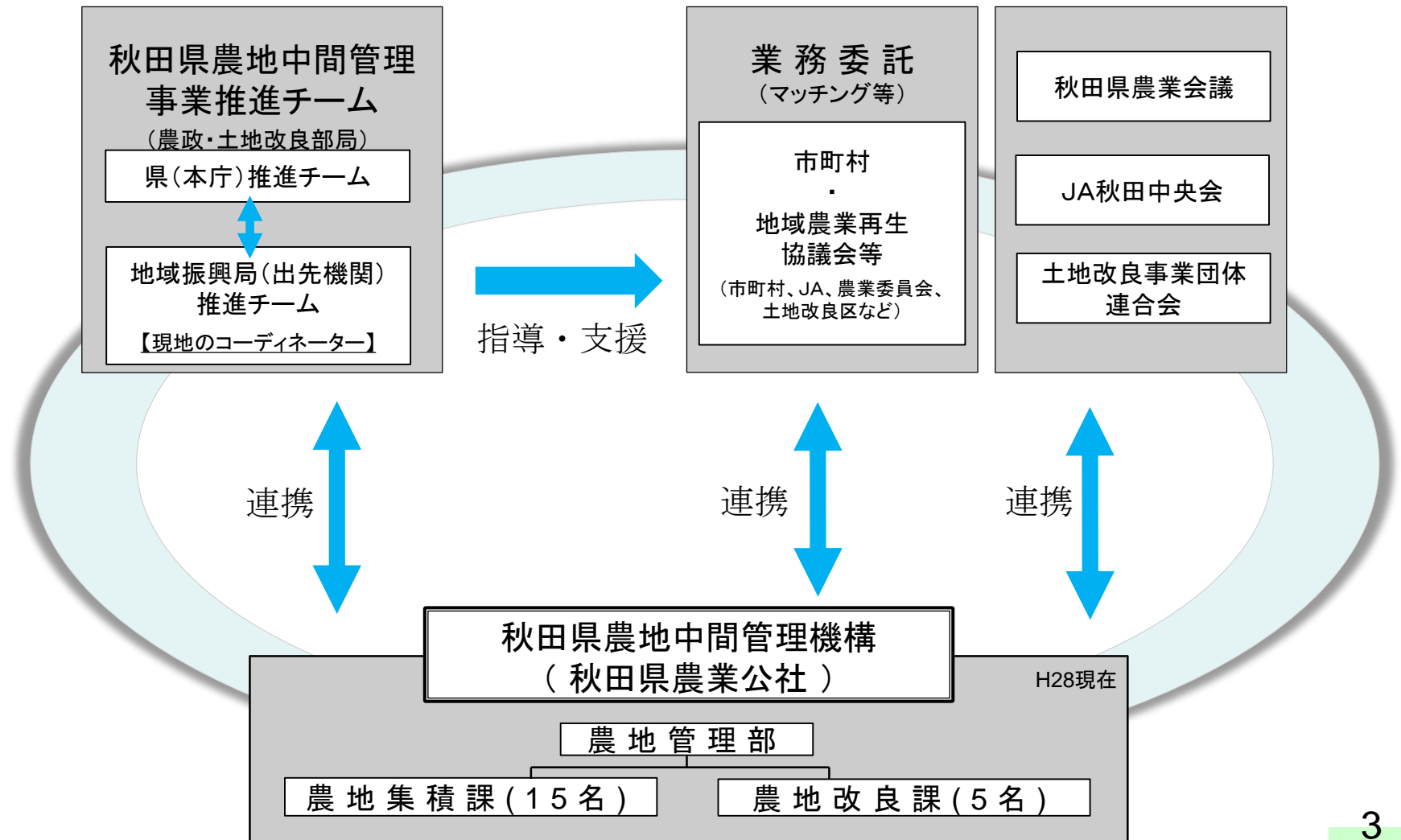
1) 県農地中間管理事業推進チームとの連携を強化

現地コーディネーターの役割を担う県農地中間管理事業推進チームと市町村・JA・土地改良区等関係機関が連携を密にして、農地集積のモデル事例を作り上げ、県内への横展開を促進

2) 現地相談員の配置

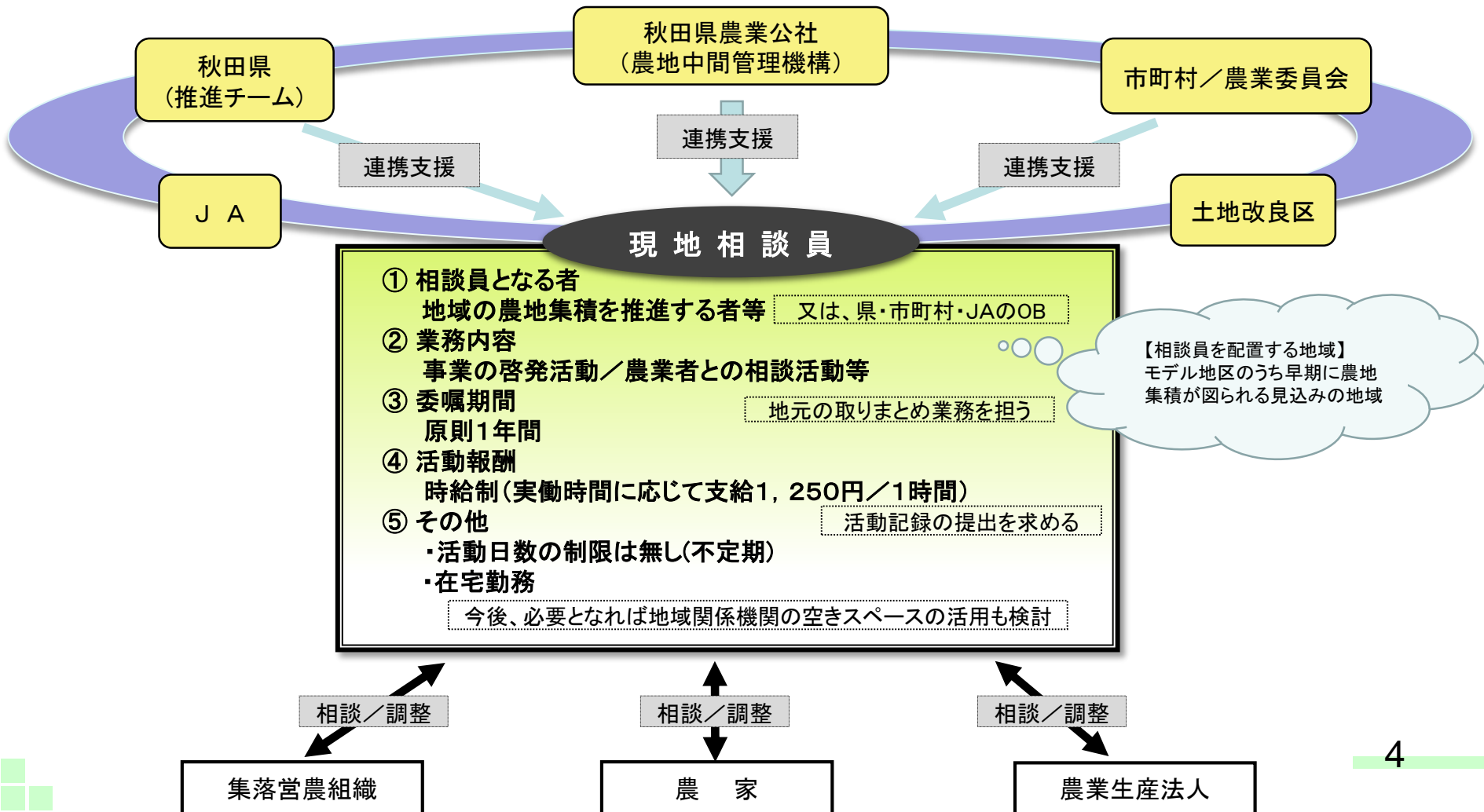
地域における話し合いや出し手農家の掘り起こし活動を活発化させるため、地域事情に精通している現地相談員を配置(H28は18地域に20名を配置)

(3) 推進チームと連携の概要



農地中間管理機構「現地相談員」の配置

地域における話し合いや出し手の掘り起こし活動等を活発化させ、農地中間管理事業による農地集積を促進していくため、地域事情に精通した「現地相談員」を配置するなど、現場の推進体制の充実・強化を図る。



2 農地中間管理事業と基盤整備事業の連携

(1) 連携方針

○県では、「産地づくりと一体となったほ場整備の推進」を掲げ、年間500haのほ場整備を実施し、平成29年度までに88千haを整備予定。

○また、「簡易な基盤整備(定額)」は、機構との連携を確保して農地耕作条件改善事業に移行を推進する。

○このため、県の本庁や地域振興局の「推進チーム」と情報共有し、土地連等とも連携し、農地中間管理事業と基盤整備事業の連携を図る。

①県営ほ場整備事業地区のモデル地区設定

- ・ほ場整備の促進計画と農地中間管理事業における人・農地プランの整合
- ・換地計画の段階と農地中間管理事業への取組時期の調整

②簡易な基盤整備の普及・啓発

- ・農地耕作条件改善事業の機構営地区の取組みによる他地区へのPR

③中山間地域や耕作放棄地対策の取組事例による啓発

(2) モデル地区設定による重点推進

- 県では、「ふるさと秋田農林水産ビジョン」に基づき、園芸メガ団地の整備や田畑輪換が可能な圃場の整備等を進めており、農地中間管理機構は、これらの動きを支援する形で、各地域で新たに設立される法人に農地を集積・集約化する取組を重点的に進めている。
- このため、大区画ほ場整備地区や簡易な基盤整備地区等で以下の4つのタイプでモデル地区を設定し、その成果を全県へ波及させることとしている。
 - ①大規模農業法人の設立による農用地の効率利用
 - ②野菜戦略作物を主体とした経営による農用地の高度化利用
 - ③耕作放棄地の解消等、中山間地域での農用地の効率利用
 - ④モデル地区設置の目的に沿うもの



H28モデル地区一覧

7月19日 現在

管内名	市町村 (旧市町村)	地区名	着工～完了	農地面積 (ha)	備考	
鹿角	鹿角市(十和田町)	末広	27～32	124.2		
	北秋田	北秋田市(森吉町)	本城	23～28	60.0	
		大館市(大館市)	芦田子	24～29	61.9	
		北秋田市(阿仁町)	吉田	25～30	33.9	
		大館市(大館市)	上川沿	27～32	234.9	
		北秋田市(鷹巣町)	カラムシ岱	28～33	29.1	
		北秋田市(鷹巣町)	三ツ屋岱	28～33	65.2	
		山本	能代市(二ツ井町)	下田平	25～30	103.3
三種町(八竜町)	芦崎		26～31	55.7		
能代市(二ツ井町)	荷上場		27～32	67.6		
能代市(二ツ井町)	小掛・鬼神		28～33	26.7		
能代市(能代市)	東雲原		28～33	152.0		
秋田	男鹿市(若美町)	福米沢本内	24～29	70.7		
	潟上市(昭和町)	昭和豊川	24～29	114.8		
	秋田市(雄和町)	雄和平沢	25～30	104.7		
	男鹿市(男鹿市)	五里合	27～32	260.7		
	秋田市(河辺町)	河辺岩見三内	27～28	245.0		
由利	由利本荘市(鳥海町)	鳥海平根	25～30	76.0		
	由利本荘市	西部地区	27～28	130.0		
	由利本荘市	東部地区	27～28	124.0		
	にかほ市(仁賀保町)	畑	28～33	120.3		
仙北	大仙市(西仙北町)	藪台	24～29	217.0		
	大仙市(中仙町)	金鑑	24～29	36.5		
	大仙市(太田町)	小神成太田	25～30	184.5		
	大仙市(西仙北町・神岡町)	高屋敷	25～30	45.0		
	大仙市(西仙北町)	三条川原	26～31	81.3		
	大仙市(協和町)	山谷	26～31	22.8		
	仙北市(西木村)	潟野十二峠	27～32	28.9		
	大仙市(協和町)	下淀川	27～32	54.7		
	大仙市(中仙町)	大神成	27～32	72.8		
	大仙市(太田町)	芥内	27～32	261.7		
	美郷町(千畑町)	本堂城回	18～28	453.3		
	大仙市(西仙北町)	六合	28～33	84.5		
	仙北市(田沢湖町)	生保内南	28～33	116.1		
	美郷町(仙南村)	金沢	28～33	405.1		
平鹿	横手市(十文字町)	十文字二ツ橋	整備済	90.8		
	横手市(横手市)	清水町	23～28	66.0		
	横手市(横手市)	栄南部	24～30	52.5		
	横手市(横手市)	横手	27～32	341.9		
	横手市(平鹿町)	田ノ植	27～32	219.8		
	横手市(平鹿町)	平鹿高口	27～32	143.9		
	横手市(横手市)	栄東部	28～33	132.2		
	雄勝	東成瀬村	東成瀬		610.9	
合計		43地区		5,983		

(3) 市町村等関係機関との調整

具体の連携活動

① 地域振興局推進チーム・市町村

- ・モデル地区の推薦、人・農地プランに係る打合せ会議に講師派遣
- ・地区毎の法人設立勉強会や農地中間管理事業説明会等に講師派遣
- ・現地調査の実施、現地相談員など地区のリーダーとの意思疎通

② 農業委員会、土地改良区、その他任意団体等

- ・個別の農業委員会や土地改良区からの要請で勉強会、説明会に講師派遣
- ・現地調査等にも臨機に対応(県北、中央、県南ブロック担当)
- ・「農地・水」協議会や営農グループ等、5人以上の集まりには積極的に対応

③ 土地連との連携

- ・機関誌への広報掲載、技術職員や換地士等を対象とした研修会へ講師派遣
- ・土地改良区役員及び職員を対象とした講習会に講師派遣
- ・県の土地改良技術者研修会で農地中間管理事業の講演(H27.8.25)

3. 岩見三内地区の概要

(1) 地区の概要

■排水改良による農地の汎用化を契機に、農地中間管理機構を活用し、地域の中心経営体への農地の集積・集約化を促進（中山間地域の競争力を強化）

平成27年度

○概要

- ・事業名：農地耕作条件改善事業
いわみさんないち
- ・地区名：岩見三内1地区
- ・事業実施主体：農地中間管理機構
(秋田県農業公社)
- ・関係市町村：秋田市河辺三内
- ・事業工期：平成27年度
- ・受益面積：25.56ha
- ・主要工事
【定額】：暗渠排水 A=25.56ha

○平成27年度事業費

- ・事業費：45.09百万円
- ・国費：45.00百万円

平成28年度

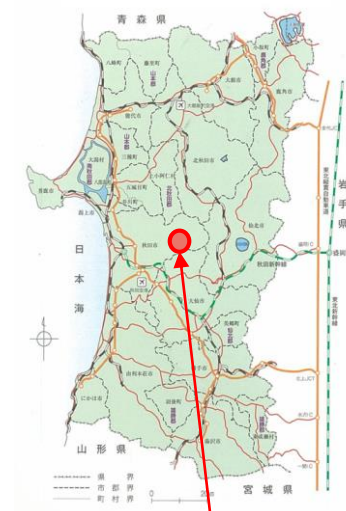
○概要

- ・事業名：農地耕作条件改善事業
いわみさんないち
- ・地区名：岩見三内2地区
- ・事業実施主体：農地中間管理機構
(秋田県農業公社)
- ・関係市町村：秋田市河辺三内
- ・事業工期：平成28年度
- ・受益面積：30.0ha
- ・主要工事
【定額】：暗渠排水 A=30.0ha
区画拡大 A= 1.0ha
湧水処理 L=500m

○平成28年度事業費

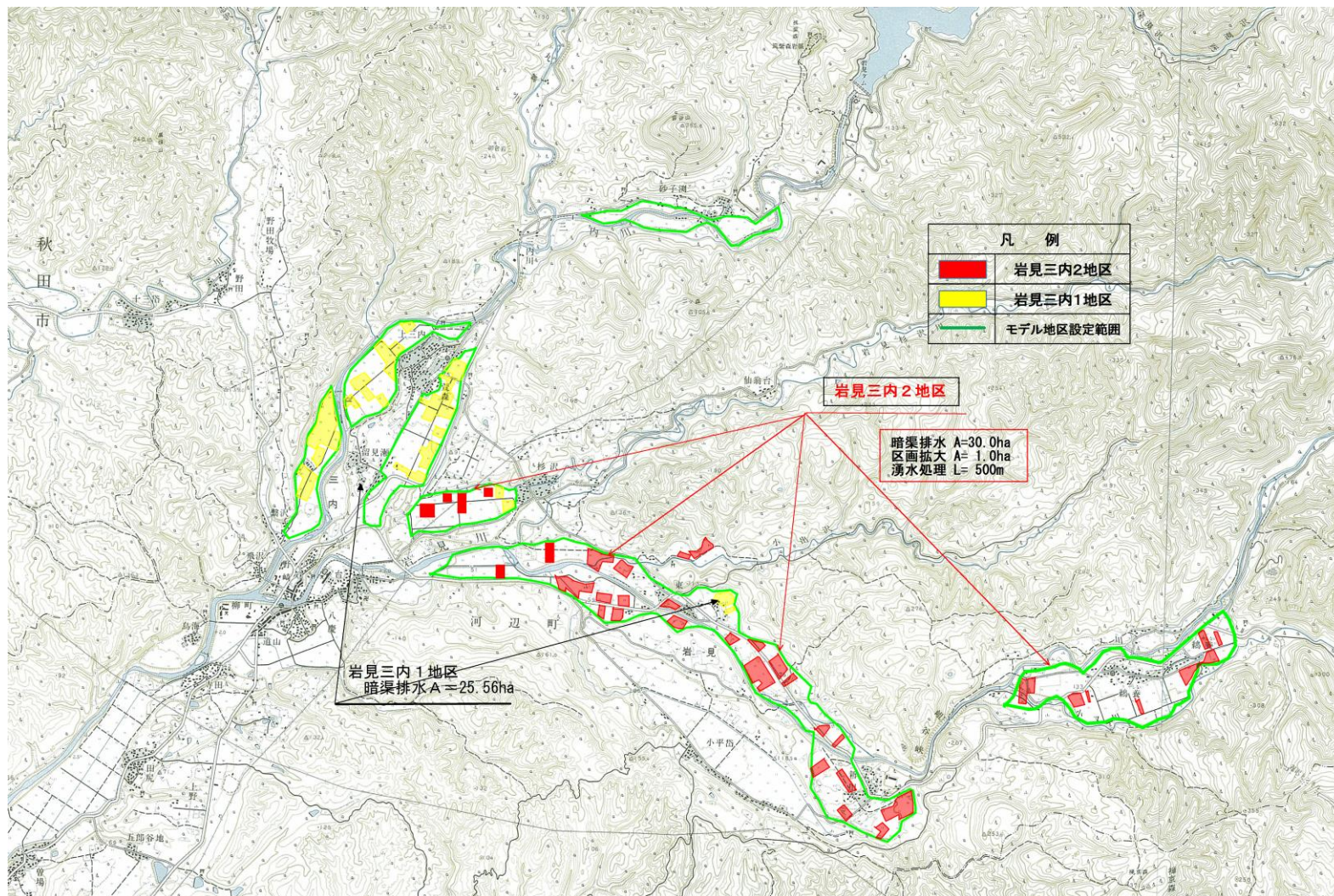
- ・事業費：56.1百万円
- ・国費：56.1百万円

【位置図】

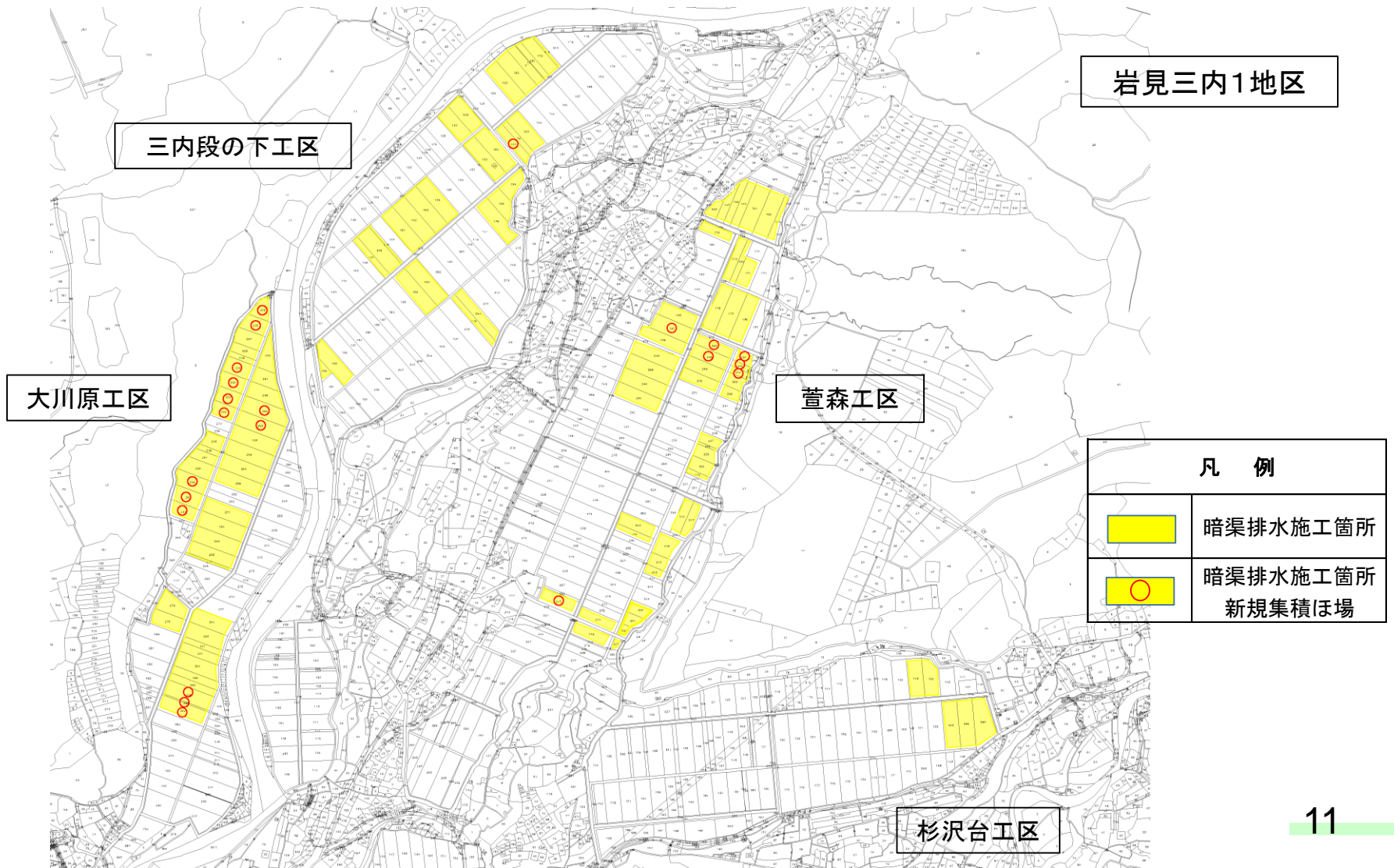


岩見三内地区

【地区位置図】



【地区平面図及び集積計画】



(2) 地区の特徴

- 事業の申請者は、農事組合法人「かみさんない」
- 土地改良区がなく、4つの水利組合が地域内の水利施設の管理 → H27から直接支払いの活動でカバー(事務局を法人が担う)
- 「かみさんない」の概要

設立 平成14年12月11日

組合員 5戸

経営面積 89ha(H27)

主な作目 水稲50ha、大豆18ha、酒米5ha、枝豆2ha
アスパラ2haほか、山ウド、なす、ダリアなど

ダリアのハウス栽培



地域外からの雇用も



重要な地域雇用創出の場



法人関係者と、地元岩見三内中学校のインターンシップ受入れの集合写真

(3) 事業化までの経緯

1) 農地の整備状況

- ① S51 A= 41ha、構造改善事業「岩見三内地区」(旧河辺町)
- ② S50～56 A=171ha、団体営ほ場整備「岩見三内地区」(旧河辺町)

- 概ね30a区画に整備済みであるが、暗渠排水が未整備でほ場の汎用化に支障を来していた。
- 農事組合法人「かみさんない」(特定農業法人)が中山間地域における担い手として位置づけ。

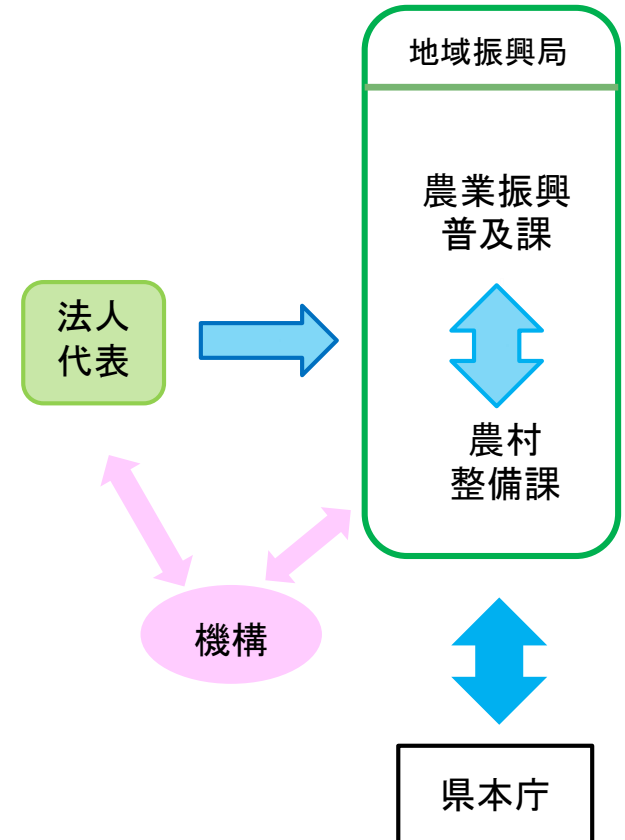
2) 中山間地域における担い手の危機感

- ① 高齢化・後継者不足の農地を集積し経営していくために
- ② 複合経営(稲作以外の部門拡大)のために
- ③ 地域内外の若手や高齢者の雇用を継続するために

秋田地域振興局へ法人が相談

(4) 関係機関の調整・連携

- ① 平成27年1月 法人代表、秋田地域振興局 農業振興普及課及び農村整備課、機構の4者で簡易な基盤整備と農地中間管理事業の活用について打合せ。事業採択に向けて調整開始。
- ② 調整内容
 - i 出し手への周知、要望量とりまとめを県と機構が連携
 - ii 県と機構が予算要望に向けて調整
 - iii 土地改良区がない地域のため、機構が事業主体となるのが理想
- ③ 新規事業である農地耕作条件改善事業の機動的活用为好機





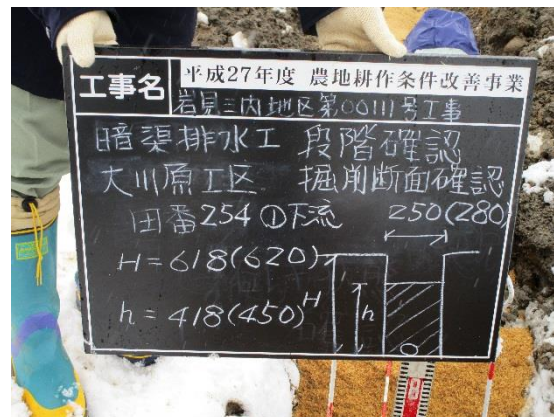
(5) 機構が事業主体となることのメリット

【法人の負担軽減】

- ① 現地調査、測量設計、工事発注、現場監督まで機構が一貫して行うため法人は農業経営に専念できる。
- ② H28年度以降も機構を活用した集積と条件整備を予定しており継続した連携を期待。

【機構のモデル地区】

- ① モデル地区として実施することにより、全県の条件不利地域における対策の先進事例として啓発ができる。
- ② 農地耕作条件改善事業の優先採択の事例として啓発、現場に係る事務軽減のメリットの宣伝効果の期待。



4. 工事等発注の概要

(1) 測量設計業務委託

1) 暗渠排水実施測量設計 A=25.0ha

委託契約額	594,000円(税込み、設計額 615,600円)
委託先	秋田県土地連(随意契約…事業要領第8の1「農地 地図情報の利活用」～水土里情報システム活用)
業務期間	平成27年7月30日～平成27年9月30日

2) 電算処理業務 暗渠排水工事1式

委託契約額	426,600円(税込み)
委託先	秋田県土地連(随意契約)
業務期間	平成27年9月9日～平成28年3月18日(当初12/25 完成)

1) + 2) = 1,020,600円(2.3%)

(2) 暗渠排水工事

- 1) 工事名 岩見三内1地区農地耕作条件改善事業第00111号工事
- 2) 工事量 暗渠排水工 A=25.56ha
 - うち連坦 22.29ha (H0.5m…14.22ha + H0.6m…8.07ha)
 - 非連坦 3.27ha (H0.5m… 0.71ha + H0.6m…2.56ha)
- 3) 請負契約額 44,069,400円(設計額48,686,400円、90.517%)
- 4) 入札方式 指名競争入札(条件付き一般競争入札が2回不調となったため)
- 5) 契約工期 平成27年10月29日～平成28年3月25日
- 6) 完成月日 平成28年 3月22日

吸水渠布設状況



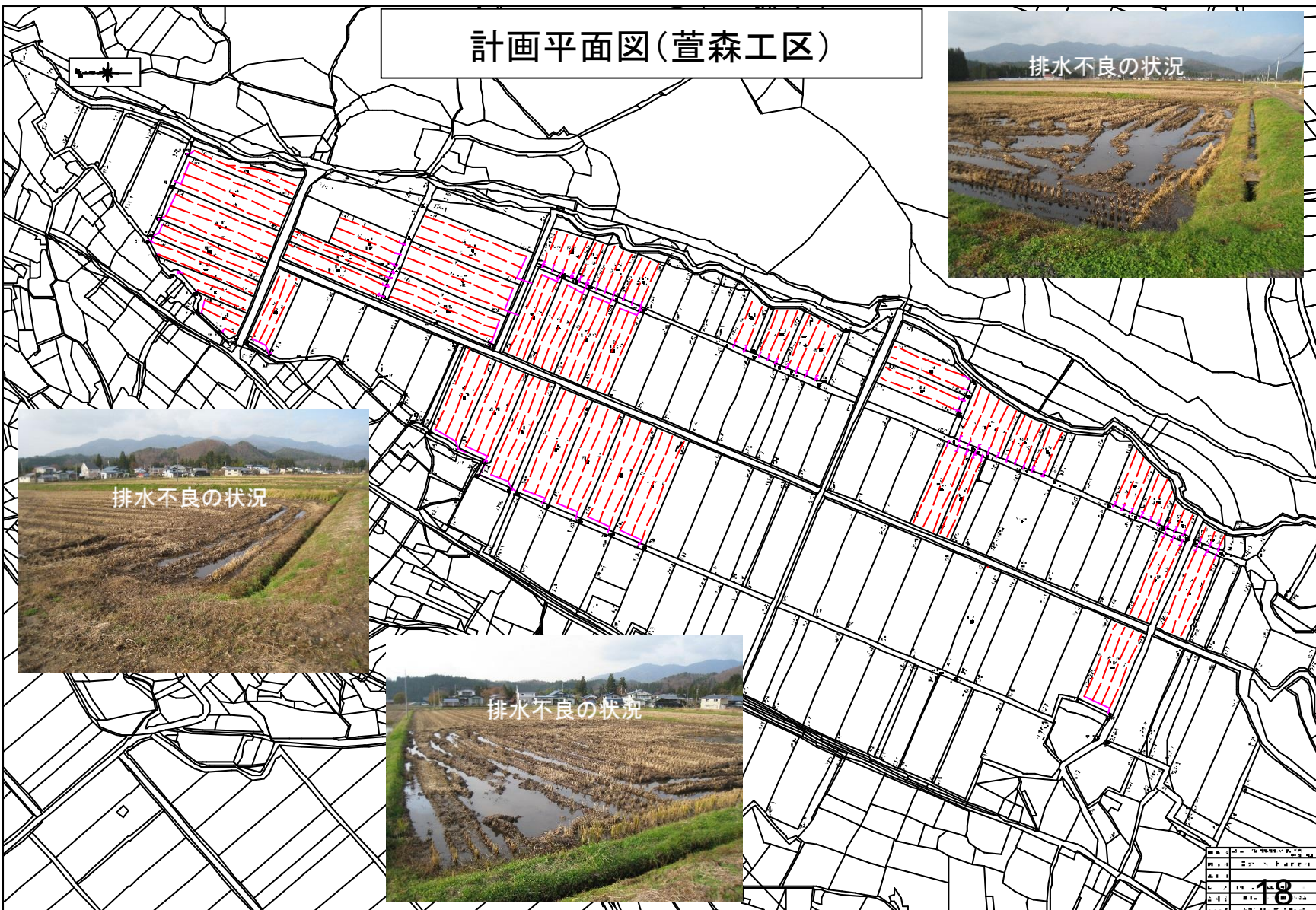
モミガラ投入



モミガラ被覆状況



計画平面図(萱森工区)

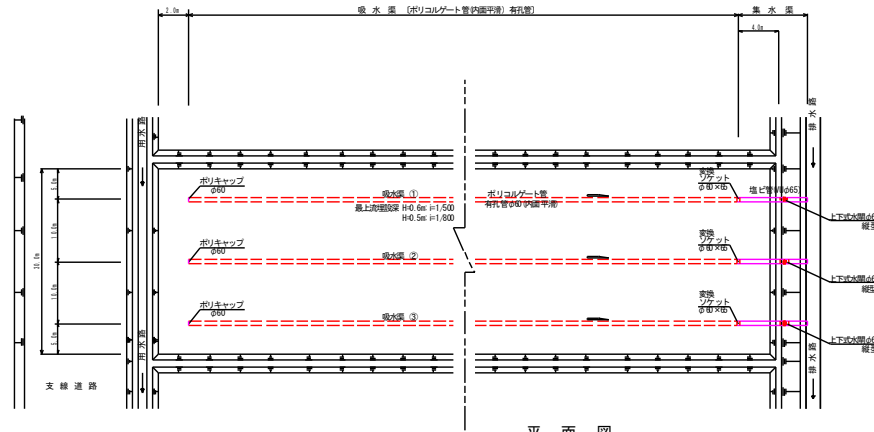


標準断面図

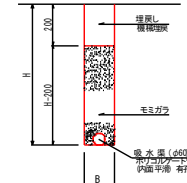
標準断面図

S1110

平面図

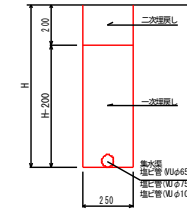


吸水渠

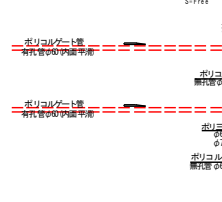


掘削幅	50mm
トレンチャー幅	50
バックホウ掘削	250

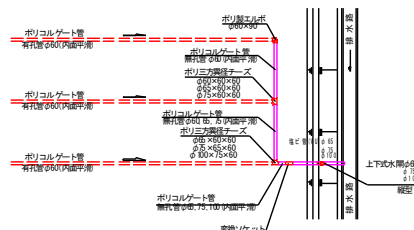
集水渠 (BH)



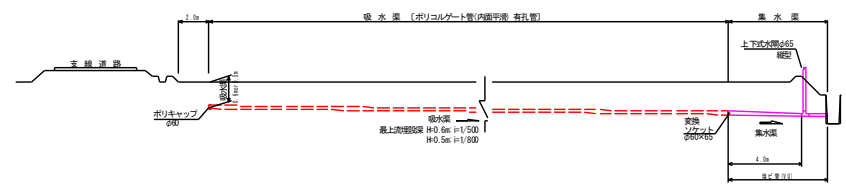
平面図



平面図



側面図



第1回変更

業務名	秋田県土地改良事業団体連合会 第111号工事
図面名	暗渠排水工 標準図
年月日	
縮尺	図示 図面番号
会社名	秋田県土地改良事業団体連合会
事業所名	公益社団法人 秋田県農業公社

5. 課題と今後の留意事項

(1) 事前調査等留意事項

- ① 相続未登記が多数見られ、借受できない面積が生じた。連携率低下。
- ② 農地の所有者(相続予定者、実耕作者)から同意書をもらう期間を考慮すること。業務規程の整備が前提。
- ③ 入札不調、不落を想定したスケジュール設定。
- ④ 条件整備資金活用の場合は、機構の借受期間内の工事となること。

H28予定

期別 区分	5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
受け手公募への応募				◆	公募																												
出し手申込				← 出し手申込み期間 →																													
機構借受 (農用地利用集積計画)							← マッチング、秋田市公告 →									借受																	
機構貸付 (農用地利用配分計画)																			協力金対応の場合、健公			貸付							県公告	貸付			
現地調査・ 測量設計	← 現地調査 →						← 測量・設計 →																										
工事実施																入札	← 工事発注・完成検査 →																

(2) 計画上の留意点

- ①面積は a未満切捨てに注意、m²単位ではないこと。(要領)
- ②定額要件は、耕区単位に満たすこと。
- ③集積加算は1ha以上の連坦。
連坦、非連坦の区分はできるだけ精度を上げておくこと。
採択事業費に変更が生ずる。
- ④モミガラの手配、CE、MRCの所在地
又は、地域の収集可能面積の事前把握。
- ⑤資・機材調達の間を考慮した発注
…県営工事との競合を想定。

モミガラの配置状況



(3) 今後の課題

- ①既設の暗渠がある場合は、既往事業の年度と暗渠耐用年数との整合確認(対会検)。
- ②秋田県の場合、土工仕上げは実質翌年度の営農による農家負担となる。
→事前了解を得る。
- ③条件整備資金の活用のためには、一定期間の機構中間保有が前提となる。工期との整合が必要。
- ④不要額を出さずかつ、農家負担をできるだけ抑えるためには計画変更、重要変更が必要となる場合があるため、地元調整を早期に行うこと。

吸水渠布設



石れきの出現



6. 農地中間管理事業と条件不利地域の基盤整備

農地中間管理機構（（公社）秋田県農業公社）は、「高齢化」や「後継者がいない」などの理由で耕作できない農地を借受け、必要に応じて条件整備をして農地を貸付けることができます。

農地を
貸したい
人

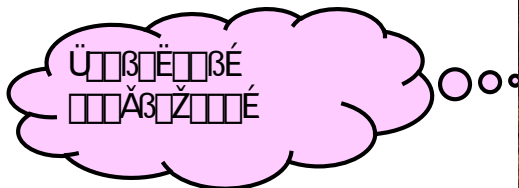
借受け

農地中間管理機
（条件整備）

貸付け
（転貸）

農地を
借りた
い人

こんなお悩みはありませんか？



○中山間地域農業活性化緊急基盤整備事業

- ・地域の活性化を図るため、話し合いにより事業計画を樹立します
- ・区画整理も緊急に実施できます
- ・受益面積に拘わらず県営事業で実施できます

□農地耕作条件改善事業

- ・暗渠排水により農地の汎用化
- ・区画拡大により地域の中心経営体への農地の集積・集約化を促進

□耕作放棄地再生利用緊急対策

- ・雑草・雑木の除去、排根処理
- ・土づくりへの支援
- ・営農定着（作物の定着）への支援

(参考)モデル地区PR看板

モデル地区概要看板

1,000

農地中間管理事業モデル地区の概要

事業名：農地耕作条件改善事業 地区名：岩見三内1地区 事業主体：秋田県農地中間管理機構 申請者：農事組合法人 「かみさんない」 本事業は、農林水産省の定額助成事業です。	受益面積：25ha 事業内容：暗渠排水 A=25ha 事業費：45百万円
---	---



岩見三内1地区(菅森工区)位置図

現在地 PR看板位置

凡 例
H27年度 施工区域

農地中間管理事業概要看板

1,000



機構は信頼できる農地の受け皿です

農地を貸したい人

➡

農地中間管理機構

➡

農地を借りたい人

借受け

貸付け (転賃)

- リタイアするので農地を貸したい
- 規模拡大のため農地を借りたい
- 分散した農地をまとめた
- 新規就農するので農地を借りたい

ご質問・お申込みは

【秋田県農地中間管理機構】
公益社団法人秋田県農業公社

〒010-0951 秋田市山王4丁目1-2 TEL:018-893-6223 FAX:018-895-7210
http://www.ak-agri.or.jp Email:chukankanri@ak-agri.or.jp



ご清聴ありがとうございました